

食安輸発0820第4号  
平成27年8月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(タイ産豚肉のフラゾリドン、中国産きくらげ及びさといも(タロイモ)のクロルピリホス、南アフリカ産グレープフルーツのエポキシコナゾール、コロンビア産生鮮コーヒー豆のクロルピリホス並びにニュージーランド産にんじんのメタミドホス)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成27年8月20日付け食安輸発0820第3号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産豚肉加工品、中国産乾燥きくらげ及び生鮮さといも(タロイモ)並びに南アフリカ産グレープフルーツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からコロンビア産生鮮コーヒー豆のクロルピリホスの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からニュージーランド産にんじんのメタミドホスの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成27年8月20日	タイ	豚肉及びその加工品	フラゾリドン	PRESERVED FOOD SPECIALTY CO., LTD. (EST: 130)
平成27年8月20日	中国	きくらげ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	FLOURISH IMPORT & EXPORT CO., LIMITED
平成27年8月20日	中国	さといも(タロイモ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	QINGDAO JINWA TRADING CO., LTD.
平成27年8月20日	南アフリカ	グレープフルーツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(エポキシコナゾール)	TOMAHAWK FARMING OPERATIONS PTY LTD